

資産課税課情報 法人課税課情報	第7号 第2号	平成28年3月30日	国税庁資産課税課 国税庁法人課税課
--------------------	------------	------------	----------------------

『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の
一部改正について（法令解釈通達）」の趣旨説明（情報）

平成27年11月13日付課資3-6ほか3課共同『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）」により、譲渡所得等に関する取扱いについて所要の改正を行ったところであるが、その主な改正事項の趣旨を別紙のとおり取りまとめたので、執務の参考とされたい。

※ 平成28年4月6日17時30分までの掲載分（37の14の2-1及び37の14の2-9の部分）に説明の補足を行い、平成28年4月6日17時30分に改訂後のPDFファイルを掲載しました。

別紙

<省略用語例>

本情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

措置法、(措法)	租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)
措置法令、(措令)	租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号)
所得税法、(所法)	所得税法 (昭和40年法律第33号)
所得税法令、(所令)	所得税法施行令 (昭和40年政令第96号)

※ 各法令等は、平成27年11月13日現在による。

目 次

第1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」の一部改正について

○ 措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係	
37の14の2-1（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）	1
37の14の2-2（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡損失）	3
37の14の2-3（取得対価の額等の合計額の判定）	4
37の14の2-4（外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算）	5
37の14の2-5（課税未成年者口座の開設及び廃止）	7
37の14の2-6（特定口座である課税未成年者口座とそれ以外の特定口座を重複して開設している場合の損益の通算）	9
37の14の2-7（居住の用に供している家屋）	10
37の14の2-8（医療費の範囲等）	11
37の14の2-9（措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡があった場合）	12
37の14の2-10（基準年前に出国する場合の未成年者口座の取扱い）	14
37の14の2-11（未成年者口座に受け入れられない法人の合併等により取得した上場株式等以外の株式等の取得価額等）	15
37の14の2-12（合併等により取得した上場株式等で未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等を基因とするものの受入れ）	17
37の14の2-13（遡及課税が行われる契約不履行等事由の範囲）	18
37の14の2-14（契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等）	20
37の14の2-15（契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算）	22
37の14の2-16（契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の申告不要の適用を受けた場合の効果）	24
37の14の2-17（契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額を申告した場合の効果）	26
37の14の2-18（郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合）	27
37の14の2-19（郵便等により提出された未成年者口座廃止届出書の提出日の取扱い）	28
37の14の2-20（重ねて開設された未成年者口座で行われた取引の取扱い）	29
37の14の2-21（重ねて開設された未成年者口座の判定）	30
37の14の2-22（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用）	31

第2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」の一部改正について

32

第1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」の一部改正について

○ 措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係

【新設】

（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

37の14の2-1 未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、受入期間（措置法第37条の14の2第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下37の14の2-15までにおいて「非課税管理勘定」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。37の14の2-3において同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあった日から、その日の属する年の1月1日から5年を経過した日（非課税管理勘定から同項第4号に規定する継続管理勘定（以下37の14の2-15までにおいて「継続管理勘定」という。）に移管がされた上場株式等にあつては、当該継続管理勘定を設けた日から未成年者口座を開設した者が20歳である年の1月1日）までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあった日（同条第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。

（注） 措置法第37条の14の2第1項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下37の14の2-21までにおいて「未成年者口座内上場株式等」という。）を有する居住者等が死亡した場合には、その時に遡って同条第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（以下37の14の2-14までにおいて「未成年者口座管理契約」という。）に基づく譲渡があつたものとみなされ、未成年者口座から払出しがされることに留意する。

《説明》

- 1 未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）（以下「非課税措置」という。）の適用がある未成年者口座内上場株式等（措置法第37条の14の2第1項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。以下同じ。）とは、未成年者口座管理契約（同条第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約をいう。以下同じ。）に基づき、未成年者口座に係る振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「振替口座簿への記載等」という。）がされている上場株式等とされている（措法37の14の2①）。そして、未成年者口座内上場株式等の振替口座簿への記載等は、未成年者口座に設けられた各年分の非課税管理勘定（措置法第37条の14の2第5項第3号に規定する非課税管理勘定をいう。以下同じ。）又は継続管理勘定（同項第4号に規定する継続管理勘定をいう。以下同じ。）において行うこととされている（措法37の14の2⑤二）。
- 2 この非課税措置は、未成年者口座に①非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日（以下「5年経過日」という。）までの間又は②継続管理勘定を設けた日から未成年者口座を開設している居住者等（以下「未成年者口座開設者」という。）がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までの間に、未成年者口座管理契約に基づいて未成年者口座内上場株式等を譲渡した場合に適用される（措法37の14の2①）。

また、次の事由により未成年者口座から未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた場合には、当該未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものとみなして非課税措置が適用される（措法37の14の2④）。

- (1) 未成年者口座管理契約に従って行う未成年者口座から他の保管口座への移管又は未成年者口座内上場株式等に係る有価証券の当該居住者等への返還
- (2) 相続又は遺贈
- (3) 次に掲げる事由（居住者等がその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」という。）の1月1日以後において生じたものに限る。）
 - イ 未成年者口座の廃止
 - ロ 贈与
 - ハ 未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡

3 本項は、この非課税措置は、受入期間（非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。以下同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しにより未成年者口座に設けられた非課税管理勘定に係る振替口座簿への記載等がされた上場株式等を対象として、その受入期間内に引渡しがあった日から、その日の属する年の1月1日から5年を経過した日（非課税管理勘定から継続管理勘定に移管がされた上場株式等にあつては、当該継続管理勘定を設けた日から未成年者口座を開設した者が20歳である年の1月1日）^(注)までの間に譲渡による引渡しのあった日又は措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由が生じた日までの間に生じた譲渡所得等について適用されることを留意的に明らかにしたものである。

(注) この非課税措置は、上記2のとおり適用されるのであるが、未成年者口座内上場株式等を譲渡せずそのまま保有し続けた場合は、①5年経過日の翌日（5年を経過した日）において有する非課税管理勘定に係る上場株式等については、当該未成年者口座の他の年分の非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管がされる上場株式を除き、未成年者口座から他の保管口座（5年経過日の属する年の翌年3月31日において未成年者口座開設者が18歳未満である場合は課税未成年者口座（措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座をいう。以下同じ。））に移管されることとされ（措法37の14の2⑤二ホ(1)）、②未成年者口座開設者がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等については、同日の翌日に他の保管口座への移管がされることとされている（措法37の14の2⑤二ホ(2)）。そして、未成年者口座管理契約に従って未成年者口座から他の保管口座に移管がされた場合には、当該移管がされた時に、その時における価額に相当する金額により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものとみなして非課税措置が適用される（措法37の14の2④）。

4 また、本項注書は、未成年者口座内上場株式等を有する居住者等が死亡した場合には、その未成年者口座内上場株式等については、その死亡の時に遡って未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものとみなされ、未成年者口座から払出しがされることを留意的に明らかにしている。したがって、当該未成年者口座内上場株式等を相続又は遺贈により取得した相続人又は受遺者の当該取得した上場株式等の取得の日及び取得価額は、実際に未成年者口座内上場株式等の相続手続により未成年者口座から払い出された日及びその日における価額に相当する金額によるのではなく、当該死亡の日及び当該死亡の日における価額に相当する金額となることに留意する必要がある。

(注) 1 未成年者口座開設者が死亡したときは、その相続人又は受遺者は、当該居住者等が死亡したことを知った日以後遅滞なく、未成年者口座開設者死亡届出書を当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならないこととされている（措令25の13の8⑩の規定による読替え後の措令25の13の5）。

2 未成年者口座開設者の死亡後、実際に未成年者口座から払出しがされるまでの間にこの口座内にあった上場株式等に係る配当等の支払がある場合には、その配当等について「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税」（措法9の9）の適用はないことに留意する必要がある。

5 なお、本項は、37の14-1《非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》と同趣旨のものである。

【新設】

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡損失)

37の14の2-2 未成年者口座内上場株式等について、措置法第37条の14の2第1項に規定する未成年者口座管理契約に基づく譲渡（同条第4項の規定による譲渡があったものとみなされるものを含む。）をした場合において生じた譲渡損失の金額については、37の14-3の取扱いに準ずる。

④ 未成年者口座を開設している居住者等（以下37の14の2-10までにおいて「未成年者口座開設者」という。）がその年の3月31日において18歳である年（以下37の14の2-15までにおいて「基準年」という。）の前年12月31日までに未成年者口座又は措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座（以下37の14の2-13までにおいて「課税未成年者口座」という。）につき措置法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下37の14の2-15までにおいて「契約不履行等事由」という。）が生じたことにより、同項第1号から第3号までの規定による譲渡があったものとみなされる場合に生じる譲渡損失の金額については、37の14の2-15(5)参照。

《説明》

- 1 未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約に基づく譲渡による収入金額がその未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額（損失額）は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなすこととされている（措法37の14の2②）。
- 2 ところで、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」（措法37の12の2）は、上場株式等の譲渡のうち、金融商品取引業者等への売委託等による上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額を上場株式等に係る配当所得等の金額と損益通算を行い、なお控除しきれない金額があるときは、その損失の金額をその年の翌年以後3年内の各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除できるものである。
- 3 本項は、37の14-3《非課税口座内上場株式等に係る譲渡損失》の取扱いに準じて、上記1のとおり未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約に基づく譲渡（措置法第37条の14の2第4項の規定による譲渡があったものとみなされるものを含む。）をした場合において生じた譲渡損失の金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされる（措法37の14の2②）ため、措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額も生じないこととなることから、たとえ確定申告をしたとしても「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の適用を受けることができないことを留意的に明らかにしたものである。
- 4 なお、基準年の前年12月31日までに未成年者口座又は課税未成年者口座につき措置法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下「契約不履行等事由」という。）が生じたことにより、同項第1号から第3号までの規定による譲渡があったものとみなされる場合に生じる譲渡損失の金額についても、同条第7項において、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなすこととされている（この場合における当該譲渡損失の金額の取扱いについては37の14の2-15(5)を参照）。

【新設】

(取得対価の額等の合計額の判定)

37の14の2-3 措置法第37条の14の2第5項第2号ロ(1)(i)の規定により未成年者口座へ受入れ可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（同号ロ(1)に規定する取得対価の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額が80万円を超えないものに限られるのであるが、未成年者口座に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により行うことに留意する。

また、同号ロ(1)(ii)又は同号ハ(1)の規定により非課税管理勘定又は継続管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管可能な上場株式等は、受入期間（継続管理勘定への移管にあつては、当該継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。）内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（継続管理勘定への移管にあつては、当該移管に係る払出し時の金額（同条第4項に規定する払出し時の金額をいう。））の合計額が80万円を超えないものに限られるのであるが、他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定は、一株（口）単位により行うことに留意する。

《説明》

- 1 未成年者口座管理契約では、非課税管理勘定においては、未成年者口座に受入期間内に取得された上場株式等の取得対価の額の合計額が80万円を超えないものを受け入れることとされているところ、「取得対価の額」については、①購入した上場株式等についてはその購入の代価の額を、②払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額を、③当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいうこととされている（措法37の14の2⑤ニロ(1)）。このように、取得した上場株式等が未成年者口座に受け入れることができるかについては、その取得対価の額の合計額が80万円を超えないものであるかどうかによることとなるが、例えば、1,000株を100万円で取得した場合に、80万円に相当する株数（800株）の上場株式等について未成年者口座に受け入れることができるのかといった疑問が生じる。
- 2 しかしながら、措置法第37条の14の2第5項第2号ロ(1)において、未成年者口座への受け入れについて、未成年者口座管理契約では取得対価の額（購入の代価の額）の合計額が80万円を超えないものを受け入れること、つまり、その取引ごとの取得対価の額により80万円の限度額の計算を行うこととされていることから、本項では、未成年者口座に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により判定すること（すなわち、上記の例では、その1,000株の全てについて未成年者口座に受け入れることはできないこと）を留意的に明らかにしたものである。
- 3 また、非課税管理勘定又は継続管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる未成年者口座内上場株式等については、移管する未成年者口座内上場株式等の数にその移管のために他の年分の非課税管理勘定から払い出した時における1単位当たりのその上場株式等の価額を乗じて80万円の限度額の計算を行うこととされていることから、本項では、他の年分の非課税管理勘定から移管することができるかどうかの判定は、一株（口）単位により行うことを留意的に明らかにしたものである。したがって、例えば、移管に係る払出し時の金額が1株6,400円の上場株式等については、最大125株（80万円÷6,400円）まで、他の年分の非課税管理勘定から移管することができることとなる。
- 4 なお、本項は、37の14-10《取得対価の額の合計額の判定》と同趣旨のものである。

【新設】

(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算)

37の14の2-4 未成年者口座内上場株式等の取得の対価の額が外貨で表示され当該対価の額を邦貨又は外貨で支払うこととされている場合の邦貨換算及び当該未成年者口座内上場株式等について措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由が生じた場合又は同条第5項第2号ロ(1)(ii)若しくは同号ハ(1)に規定する移管がされた場合の同条第4項又は第5項第2号ロ(1)若しくは同号ハ(1)に規定する払出し時の金額の邦貨換算については、37の14-11の取扱いに準ずる。

ただし、基準年の前年12月31日までに未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じたことにより、同条第6項第1号から第3号までの規定による譲渡があったものとみなされる場合における同項第1号の譲渡に係る譲渡価額、同項第2号及び第3号に規定する払出し時の金額は、37の10・37の11共-6又は37の14-11の取扱いに準じ、次により邦貨に換算した金額を当該譲渡価額及び払出し時の金額とする。

- (1) 同項第1号の譲渡に係る譲渡価額 当該譲渡に係る約定日における対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額
- (2) 同項第2号の移管があった時における同号に規定する払出し時の金額 当該移管があった日における対顧客直物電信売相場により邦貨に換算した金額
- (3) 同項第3号に規定する払出し時の金額 契約不履行等事由が生じた日における対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額

《説明》

- 1 未成年者口座管理契約では、非課税管理勘定においては、未成年者口座に受入期間内に取得された上場株式等の取得対価の額の合計額が80万円を超えないものを受け入れることとされているところ、「取得対価の額」については、①購入した上場株式等についてはその購入の代価の額を、②払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額を、③当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいうこととされている（措法37の14の2⑤ニロ(1)）。また、措置法第37条の14の2第4項の規定の適用を受ける上場株式等については、同項各号に掲げる事由による払出しがあった時の払出し時の金額で譲渡があったものとされるほか、他の年分の非課税管理勘定から非課税管理勘定又は継続管理勘定へ移管される上場株式等についても、その移管に係る払出し時の金額により非課税管理勘定又は継続管理勘定へ受け入れられる範囲内（80万円）かどうかを判定することとなる。
- 2 ところで、外国株式等を外国金融商品市場において売買する外国取引や、外国株式等を国内の店頭において売買する国内店頭取引については、その建値が外貨で表示されるため、未成年者口座に受け入れる上場株式等の購入の代価等、措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由による払出しがあった時の払出し時の金額又は他の年分の非課税管理勘定からの移管に係る払出し時の金額を邦貨に換算する必要がある。この場合の取扱いについては、37の14-11《外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算》の取扱いと異なる取扱いにする特段の理由もないことから、本項前段において37の14-11の取扱いに準ずる旨を明らかにしている。
- 3 ただし、基準年の前年12月31日までに未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合の措置法第37条の14の2第6項第1号から第3号までの規定による課税（以下「適及課税等」という。）は、「非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」にはない制度で

あり、遡及課税等があった場合の邦貨換算の方法をどう行うのか疑義が生じ得ることから、本項ただし書において、次に掲げる同項第1号から第3号までの規定による遡及課税等があった場合の譲渡価額及び払出し時の金額については、37の10・37の11共-6又は37の14-11の取扱いに準じ、それぞれ次に掲げる日における為替相場により邦貨に換算した金額を当該譲渡価額及び払出し時の金額とする旨を明らかにしている。

- (1) 同項第1号の譲渡に係る譲渡価額 当該譲渡に係る約定日における対顧客直物電信買相場（TTB）により邦貨に換算した金額（37の10・37の11共-6の準用）
- (2) 同項第2号の移管があった時における同号に規定する払出し時の金額 当該移管があった日における対顧客直物電信売相場（TTS）により邦貨に換算した金額（37の14-11(1)の準用）
- (3) 同項第3号に規定する払出し時の金額 契約不履行等事由が生じた日における対顧客直物電信買相場（TTB）により邦貨に換算した金額（37の10・37の11共-6の準用）

【新設】

(課税未成年者口座の開設及び廃止)

37の14の2-5 居住者等が開設する課税未成年者口座は、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所等に開設している特定口座又は預金口座、貯金口座若しくは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座（以下この項において「特定口座等」という。）で、当該未成年者口座と同時に設けられるものに限られるのであるから、未成年者口座の開設時に既に開設されている特定口座等は、課税未成年者口座とすることができないことに留意する。また、未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、当該課税未成年者口座として設けられた特定口座等は、課税未成年者口座としては廃止されるのであるが、課税未成年者口座以外の口座としては廃止されず、引き続き利用することができることに留意する。

(注) 1 「未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所等」とは、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等と措置法令第25条の13の8第10項に規定する関係にある法人の営業所のことをいうことに留意する。

2 未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じたため課税未成年者口座が廃止される場合で、当該課税未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、措置法令第25条の10の2第14項第27号の規定に基づき、振替の方法により、当該課税未成年者口座に係る上場株式等の全てが、当該課税未成年者口座以外の特定口座に受け入れられることに留意する。

《説明》

1 居住者等が未成年者口座を開設する場合、その未成年者口座を開設する金融商品取引業者等の営業所又はその金融商品取引業者等と一定の関係^(注)にある法人の営業所において、その未成年者口座と同時に「課税未成年者口座」を設けることとされている。この課税未成年者口座は、未成年者口座に受け入れた上場株式等の譲渡代金及び配当等や非課税期間終了時に他の年分の非課税管理勘定へ移管しなかった上場株式等を管理するための口座として、未成年者口座と同時に設けられるものであり、具体的には、特定口座又は預金口座、貯金口座若しくは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座（以下この項において「特定口座等」という。）を課税未成年者口座として設けることが可能とされている（措法37の14の2⑤五）。

(注) 一定の関係とは、次に掲げる関係をいう（措令25の13の8⑩）。

① その法人とその金融商品取引業者等との間にその法人がその金融商品取引業者等の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資（以下「発行済株式等」という。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式を直接に保有する場合における当該関係（いわゆる親子関係）

② その金融商品取引業者等との間に上記①の関係がある法人がその金融商品取引業者等以外の法人（以下「他の法人」という。）の発行済株式等の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式を直接に保有する場合におけるその金融商品取引業者等と当該他の法人の関係（いわゆる兄弟関係）

2 本項は、課税未成年者口座の開設に当たって、未成年者口座を開設する金融商品取引業者等の営業所又はその金融商品取引業者等と一定の関係にある法人の営業所において既に特定口座等が開設されている場合は、その未成年者口座の開設時に同時に設けられるものではないことから、その特定口座等を課税未成年者口座とすることができない旨、また、未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、その課税未成年者口座として設けられた特定口座等は、課税未成年者口座としては廃止されるのであるが、課税未成年者口座以外の口座としては廃止

されないのであるから、通常の特定期口座等として引き続き利用することができる旨を留意的に明らかにしたものである。

- 3 また、本項注書の2は、未成年者口座及び課税未成年者口座が廃止されることとなった場合には、その金融商品取引業者等において重複して課税未成年者口座でなくなった特定期口座を開設しておくことはできない^(注)ことから、措置法令第25条の10の2第14項第27号の規定に基づき、振替の方法により、その課税未成年者口座(特定期口座に限る。)に係る上場株式等の全てが、その課税未成年者口座以外の特定期口座に受け入れられる旨を留意的に明らかにしたものである。

(注) ジュニアNISAの創設に伴い、金融商品取引業者等の営業所の長は既に特定期口座を開設している居住者等から重ねて提出がされた「特定期口座開設届出書」であっても、①既に開設されている特定期口座が課税未成年者口座である場合又は②提出された「特定期口座開設届出書」が、課税未成年者口座として特定期口座を開設するために提出がされたものである場合には、その「特定期口座開設届出書」を受理できることとされた(措法37の11の3⑤)。この措置により、例えば既に特定期口座を開設している金融商品取引業者等においても更に特定期口座である課税未成年者口座を開設することが可能とされたが、基準年の1月1日において課税未成年者口座である特定期口座とそれ以外の特定期口座とがある場合、同日に課税未成年者口座である特定期口座は廃止される(措法37の14の2⑤六へ)。

【新設】

(特定口座である課税未成年者口座とそれ以外の特定口座を重複して開設している場合の損益の通算)

37の14の2-6 同一の金融商品取引業者等に特定口座である課税未成年者口座と当該口座以外の特定口座を重複して開設している場合には、措置法第37条の11の3第1項の規定により、これらの特定口座における取引はそれぞれ別の口座として計算されるので、これらの特定口座において生じた上場株式等に係る譲渡損益の通算は、確定申告により行うことに留意する。

《説明》

- 1 ジュニアNISAの創設に伴い、金融商品取引業者等の営業所の長は既に特定口座を開設している居住者等から重ねて提出がされた「特定口座開設届出書」であっても、①既に開設されている特定口座が課税未成年者口座である場合又は②提出された「特定口座開設届出書」が、課税未成年者口座として特定口座を開設するために提出がされたものである場合には、その「特定口座開設届出書」を受理できることとされた(措法37の11の3⑤)。この措置により、例えば既に特定口座を開設している金融商品取引業者等においても更に特定口座である課税未成年者口座を開設することが可能となり、その金融商品取引業者等の営業所において未成年者口座を開設してジュニアNISAを利用することができることになった。
- 2 本項は、上記1により同一の金融商品取引業者等において重複して開設された特定口座であっても、未成年者口座に係る課税未成年者口座としての特定口座と課税未成年者口座以外の特定口座(通常の特定口座)での取引は、それぞれ別の特定口座として計算される(措法37の11の3①)こととなることから、これらの特定口座において生じた上場株式等の譲渡損益を通算(合計)する場合は、確定申告により行う必要がある旨を留意的に明らかにしている。

【新設】

(居住の用に供している家屋)

37の14の2-7 措置法令第25条の13の8第5項第1号に規定する「居住の用に供している家屋」とは、未成年者口座開設者が災害があった時において現にその居住の用に供している家屋をいうのであるが、未成年者口座開設者が修学、療養その他のやむを得ない事情により生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その親族が災害があった時において現にその居住の用に供している家屋であって、当該やむを得ない事情が解消した後は未成年者口座開設者がその親族と共にその家屋に居住することとなるものであったと認められるときは、その家屋は「居住の用に供している家屋」に該当するものとする。

《説明》

- 1 未成年者口座開設者が居住の用に供している家屋であって、その者又はその者と生計を一にする親族が所有しているものについて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた場合には、措置法第37条の14の2第5項第2号へ(1)に規定する災害等事由（以下「災害等事由」という。）に該当し、当該事由が生じたことについて、所轄税務署長の確認を受けるなど、一定の手続を経た上で未成年者口座及び課税未成年者口座内に受け入れた上場株式等の全ての払出しを行った場合には所得税を課さないこととされている(措法37の14の2⑤二、措令25の13の8⑤一)。
- 2 本項は、住宅借入金等特別控除制度における居住の用に供している家屋の取扱いに倣い、未成年者口座開設者の居住の用に供している家屋として取り扱うやむを得ない事情について明らかにしている。

【新設】

(医療費の範囲等)

37の14の2－8 措置法令第25条の13の8第5項第2号に規定する医療費は、所得税法第73条第1項に規定する医療費であることから、その金額の判定に当たっては、所基通73－2から73－9までの取扱いを準用することに留意する。

《説明》

- 1 未成年者口座開設者の扶養者が、当該扶養者又はその者と生計を一にする親族のためにその年中に支払った医療費の金額の合計額が200万円を超えた場合には、災害等事由に該当し、当該事由が生じたことについて、所轄税務署長の確認を受けるなど、一定の手続を経た上で未成年者口座及び課税未成年者口座内に受け入れた上場株式等の全ての払出しを行った場合には所得税を課さないこととされている（措法37の14の2⑤二、措令25の13の8⑤二）。
- 2 本項は、措置法令第25条の13の8第5項第2号に規定する医療費が、所得税法上の医療費控除における医療費の範囲等と同じであり、その金額の判定に当たっては所得税基本通達の取扱いを準用することを明らかにしている。
- 3 よって、保険金等により補填された金額がある場合は、医療費の金額の合計額から保険金等で補填された金額を控除することに留意する。

【新設】

(措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡があった場合)

37の14の2-9 基準年の前年12月31日までに、未成年者口座内上場株式等について措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡があった場合、当該譲渡は措置法第37条の14の2第1項に規定する未成年者口座管理契約に基づく譲渡に該当しないのであるから、未成年者口座内上場株式等の当該譲渡による譲渡所得等については、同項及び同条第2項の規定の適用はないことに留意する。したがって、未成年者口座内上場株式等の当該譲渡については、措置法第37条の11の規定その他所得税に関する法令の規定の適用を受け、当該譲渡があった年分において、上場株式等に係る譲渡所得等として課税の対象となるほか、次の点に留意する。

- (1) 未成年者口座内上場株式等の当該譲渡による譲渡所得等の金額については、措置法第37条の14の2第10項の規定による申告不要の適用はなく、未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額を含めて計算する。
- (2) 当該未成年者口座内上場株式等の取得の際に支払った委託手数料その他の取得のために要した額は、未成年者口座内上場株式等の当該譲渡による譲渡所得等の金額の計算上控除する売上原価の額又は取得費の額（37の14の2-15において「取得費等の額」という。）に算入する。
- (3) 未成年者口座内上場株式等の当該譲渡による譲渡所得等の金額の計算上、譲渡損失の金額が生じる場合で、当該譲渡が措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡に該当するときは、当該譲渡損失の金額については、確定申告により同条第1項又は第5項の規定の適用を受けることができる。

《説明》

1 基準年の1月1日以後に未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があった場合は、その事由が生じた時にその「払出し時の金額」により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものとみなされ、その事由が生じた時までに係る譲渡益については非課税措置の適用があり、譲渡損失の金額についてはないものとみなされる（措法37の14の2④三ハ）。

一方、基準年の前年12月31日までに未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があった場合は、原則として、措置法第37条の14の2第6項第1号から第3号までの規定により遡及課税等が行われることとなるが、措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡^(注)については、金融商品取引業者等を経由して支払われるものではないことから、例外的に、契約不履行等事由に該当しないこととされている（措法37の14の2⑤二へ(3)、措令25の13の8⑧二）。

(注) 措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡とは、次に掲げる譲渡をいう。

- ① 措置法第37条の10第3項第1号（法人の合併）、第2号（法人の分割）、第5号（出資の消却等）又は第6号（法人の組織変更）に規定する事由による譲渡
- ② 措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限る。）による譲渡
- ③ 措置法第37条の12の2第2項第5号（株式交換・株式移転）又は第8号（一株未満の端数の競売）に掲げる譲渡
- ④ 措置法令第25条の8第4項第1号に掲げる事由（合併）による同号に規定する新株予約権の譲渡
- ⑤ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除く。）による譲渡

2 基準年の前年12月31日までに未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡のうち、措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡があった場合は、遡及課税等の対象とならないことから、その譲渡に係る譲渡所得等については具体的にどのように取り扱われることとなるのか疑問が生じ得るところである。

3 本項は、この点につき、基準年の前年12月31日までに措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡があった場合は、非課税措置の対象とならない未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡に該当することから、措置法第37条の11の規定その他所得税に関する法令の規定の適用を受け、当該譲渡があった年分において、上場株式等に係る譲渡所得等として課税の対象となることを留意的に明らかにしたものである。

また、その他の留意点として、①課税対象となった当該譲渡による譲渡所得等については措置法第37条の14の2第10項の規定による申告不要の適用はなく、他の上場株式等に係る譲渡所得等の金額に含めて計算する必要がある旨、②当該未成年者口座内上場株式等の取得の際に支払った委託手数料その他の取得のために要した額は、未成年者口座内上場株式等の当該譲渡による譲渡所得等の金額の計算上控除する売上原価の額又は取得費の額に算入する旨、③当該譲渡により譲渡損失が生じた場合は、特例の適用要件に該当すれば措置法第37条の12の2《上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除》の適用がある旨を留意的に明らかにしている。

【新設】

(基準年前に出国する場合の課税未成年者口座の取扱い)

37の14の2-10 基準年の前年12月31日までに未成年者口座開設者が出国（措置法令第25条の10の5第1項に規定する出国をいう。以下この項において同じ。）により居住者等に該当しないこととなる場合であっても、その出国をする日の前日までに、措置法令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書（以下この項において「出国移管依頼書」という。）を当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出した個人は、措置法第37条の14の2第5項第6号に規定する課税未成年者口座管理契約（37の14の2-13において「課税未成年者口座管理契約」という。）及びその履行については、その出国の時から帰国（措置法令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいう。）の時までの間は居住者とみなされることから、出国後であっても、課税未成年者口座内の上場株式等の譲渡の対価又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（措置法令第25条の13の8第8項各号に掲げるものを除く。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなければならないことに留意する。

《説明》

- 1 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置（NISA）においては、非課税口座を開設した居住者等が出国（措置法令第25条の10の5第1項に規定する出国をいう。以下同じ。）をした場合は、当該出国の時に「非課税口座廃止届出書」を提出したものとみなされて、その提出があった時に非課税口座が廃止される（措法37の14⑧、措令25の13の4②）。
- 2 一方、非課税措置（ジュニアNISA）においては、未成年者口座開設者が基準年の前年12月31日までに出国をした場合は、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置（NISA）とは異なり、次のとおり取り扱われることとされていることから、本項において、その旨を留意的に明らかにしたものである。

なお、基準年の1月1日以後に出国する場合は、上記1の場合と同様に、当該出国の時に「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされて、その提出があった時に未成年者口座が廃止される（措法37の14の2⑩、措令25の13の8⑦の規定による読替え後の措令25の13の4②）。

 - (1) 未成年者口座開設者が基準年の前年12月31日までに出国をする場合、未成年者口座管理契約に基づき、措置法令第25条の13の8第9項第2号に規定する「出国移管依頼書」を当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、同項第3号の規定により、未成年者口座内上場株式等の全てが課税未成年者口座に移管される（措令25の13の8⑨二・三）。

(注) 上記の手続を行った個人は、出国をしても未成年者口座は廃止されないのであるが、帰国（措置法令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいう。以下同じ。）をした後、当該金融商品取引業者等の営業所の長に帰国をした旨その他の事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定に上場株式等を受け入れることができない（措令25の13の8⑨四）。
 - (2) 上記(1)の手続を行った個人については、課税未成年者口座管理契約（措置法第37条の14の2第5項第6号に規定する課税未成年者口座管理契約をいう。）上、出国の時から帰国の時までの間は、居住者とみなされて、課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の払出しができない（措令25の13の8⑬）。

【新設】

(未成年者口座に受け入れられない合併等により取得した上場株式等以外の株式等の取得価額等)

37の14の2-11 未成年者口座内上場株式等につき措置法令第25条の13の8第17項において準用する措置法令第25条の13第10項第2号から第9号までに規定する事由が生じたことにより取得した上場株式等以外の株式等の取得価額は、当該事由が生じたことにより未成年者口座から払い出された未成年者口座内上場株式等の取得価額（その取得の際に支払った委託手数料その他の取得のために要した費用を含む。）を基礎として、所得税法第48条の規定並びに所得税法令第2編第1章第4節第3款及び第167条の7第3項から第6項までの規定を適用して計算することに留意する。また、当該事由が生じたことにより取得をした上場株式等以外の株式等の取得をした日は、37の10・37の11共-18の取扱いによることに留意する。

《説明》

1 未成年者口座内上場株式等について行われた株式無償割当て、発行人の合併、分割等の一定の事由（措置法令第25条の13の8第17項において準用する措置法令第25条の13第10項第2号から第9号までに規定する事由^(註)）が生じたことにより上場株式等以外の株式等（以下この項において「一般株式等」という。）を取得した場合は、当該一般株式等は未成年者口座に受け入れることはできない。そのため、当該事由が生じたことにより未成年者口座から払い出された未成年者口座内上場株式等については、措置法第37条の14の2第4項の規定の適用はなく、払出し時の金額をもって再取得したものとみなされない（措令25の13の8^④）。

(註) 「措置法令第25条の13の8第17項において準用する措置法令第25条の13第10項第2号から第9号までに規定する事由」とは、次に掲げる事由をいう。

- (1) 未成年者口座内上場株式等について行われた株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は新投資口予約権無償割当て
- (2) 未成年者口座内上場株式等を発行した法人の合併（その法人の株主等に合併法人の株式（出資を含む。）又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）
- (3) 未成年者口座内上場株式等で投資信託の受益権であるものに係る投資信託の併合（その投資信託の受益者にその併合に係る新たな投資信託の受益権のみの交付がされるものに限る。）
- (4) 未成年者口座内上場株式等を発行した法人の分割（その法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）
- (5) 未成年者口座内上場株式等を発行した法人の行った株式交換（その法人の株主等に株式交換完全親法人の株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）又は株式移転（その法人の株主に株式移転完全親法人の株式のみの交付がされるものに限る。）
- (6) 未成年者口座内上場株式等である新株予約権又は新株予約権付社債を発行した法人を被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする合併、分割、株式交換又は株式移転（いずれも個人の株式等譲渡益課税（措法37の11^③）の対象とならないものに限る。）
- (7) 未成年者口座内上場株式等で取得請求権付株式、取得条項付株式、全部取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（いずれも個人の株式等譲渡益課税（所法57の4^③一～三・六）の対象とされないものに限る。）
- (8) 未成年者口座内上場株式等である新株予約権付社債に付された新株予約権（従来の転換社債の転換権を含む。）の行使
- (9) 未成年者口座内上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利（株主等として与えられた場合（その未成年者口座内上場株式等を発行した法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合を除く。）に限る。）の行使
- (10) 未成年者口座内上場株式等について与えられた新株予約権（投資法人の新投資口予約権を含み、その新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為に

よる対価の全部若しくは一部であることとされるもの（所得税法令第84条の適用があるもの）を除く。）の行使

(11) 未成年者口座内上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生（個人の株式等譲渡益課税（所法57の4③五）の対象とされない取得事由の発生に限る。）又は行使

2 したがって、本項では、当該事由が生じたことにより取得した一般株式等の取得価額は、払い出された未成年者口座内上場株式等の実際の取得価額に基づいて所得税法第48条や所得税法令第111条等の規定に基づき計算することとなる旨を留意的に明らかにしている。

(注) 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置（NISA）の場合は、他の保管口座へ払い出された非課税口座内上場株式等は、措置法第37条の14第4項第1号の適用を受けて、払出し時の金額で再取得したものとみなされることから、その再取得したものとみなされた価額を基に取得価額を計算することとされている。

【新設】

（合併等により取得した上場株式等で未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等を基因とするものの受入れ）

37の14の2-12 基準年の前年12月31日までに、居住者等が開設する未成年者口座及び他の保管口座（措置法第37条の14の2第4項第1号に規定する他の保管口座をいう。以下この項において同じ。）に係る同一銘柄の上場株式等について生じる措置法令第25条の13の8第17項の規定において準用する措置法令第25条の13第10項第1号から第9号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、未成年者口座内上場株式等又は課税未成年者口座内の上場株式等を基因として取得する上場株式等を他の保管口座（課税未成年者口座以外のものに限る。）に受け入れたときは、契約不履行等事由に該当することとなることに留意する。

《説明》

- 1 未成年者口座内上場株式等について株式の分割等の事由が生じた場合、これにより取得する上場株式等の数に一株（口）に満たない端数が生じるときがあるが、この一株（口）に満たない端数については、振替口座簿に記載又は記録をすることができないことから非課税管理勘定又は継続管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定等」という。）に受け入れることはできない。しかし、これが同一の未成年者口座に設けられた2以上の非課税管理勘定等に係る未成年者口座内上場株式等において生じ、それぞれの非課税管理勘定等に係る未成年者口座内上場株式等に応じた一株（口）に満たない端数を合計したときに一株（口）単位の上場株式等になる場合がある。この合計したときに一株（口）単位になった上場株式等については、当該2以上の非課税管理勘定等のうち最も新しい年分の非課税管理勘定等に受け入れることができる（措令25の13の8⑩の規定による読替え後の措令25の13⑩十）。
- 2 一方、同一銘柄である未成年者口座内上場株式等と他の保管口座に係る上場株式等について株式の分割等の事由が生じた場合で、非課税管理勘定等に係る未成年者口座内上場株式等に係る端数のみを合計しても一株（口）単位の上場株式等にならず、未成年者口座内上場株式等と他の保管口座に係る上場株式等に応じた一株（口）に満たない端数を合計したときに一株（口）単位の上場株式等になるときは、他の保管口座に係る上場株式等に係る端数が含まれていることから、未成年者口座に受け入れることはできず、他の保管口座に受け入れる（他の保管口座へ払い出す）こととなる。
- 3 そこで、本項は、基準年の12月31日までに、未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れられなかった未成年者口座内上場株式等又は課税未成年者口座の上場株式等を基因として取得する一株（口）単位の上場株式等を他の保管口座に受け入れた場合で、当該他の保管口座が課税未成年者口座以外のものである（未成年者口座又は課税未成年者口座から払い出した）ときは、措置法第37条の14の2第5項第2号へ(1)に規定する他の保管口座で課税未成年者口座以外のものへの移管又は同項第6号ニ(1)に規定する課税未成年者口座から他の保管口座への移管をしないことに該当しないこととなることから、契約不履行等事由が生じたこととなる旨を留意的に明らかにしたものである。

【新設】

(遡及課税が行われる契約不履行等事由の範囲)

37の14の2-13 措置法第37条の14の2第6項の規定による課税が行われることとなる契約不履行等事由とは、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設している居住者等の基準年の前年12月31日までに生じた次の(1)又は(2)に掲げる事由をいうことに留意する。

(1) 未成年者口座について生じた次に掲げる事由

イ 未成年者口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（他の年分の非課税管理勘定又は継続管理勘定への移管がされるものを除く。）について、措置法第37条の14の2第5項第2号ホ(1)(i)に定める課税未成年者口座への移管以外の移管をしたこと。

ロ 非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の未成年者口座から課税未成年者口座以外の口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券の居住者等への返還（災害等による返還等（措置法第37条の14の2第5項第2号へ(1)に規定する災害等による返還等をいう。以下この項において同じ。）及び上場等廃止事由（措置法令第25条の13の8第6項に規定する上場等廃止事由をいう。以下この項及び次項において同じ。）による未成年者口座からの払出しを除く。）をしたこと。

（注）当該上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれのある銘柄として指定されている期間内に未成年者口座から他の保管口座（課税未成年者口座以外のものに限る。）へ払い出した場合は、契約不履行等事由に該当する（(2)ロにおいて同じ。）。

ハ 当該上場株式等について、未成年者口座管理契約に基づく譲渡以外の譲渡であって措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われないものに限る。）又は贈与をしたこと。

ニ 当該上場株式等に係る譲渡対価の金銭等（措置法第37条の14の2第5項第2号へ(3)に規定する譲渡対価の金銭等をいう。以下この項において同じ。）について、その受領後直ちに課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかったこと。

ホ 未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものを除く。）をしたこと。

(2) 課税未成年者口座について生じた次に掲げる事由

イ 措置法第37条の14の2第5項第6号イに規定する課税管理勘定に係る上場株式等に係る譲渡対価の金銭等について、その受領後直ちに課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかったこと。

ロ 当該上場株式等の課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券の居住者等への返還（災害等事由による返還等（措置法第37条の14の2第5項第6号ニ(1)に規定する災害等事由による返還等をいう。以下この項において同じ。）及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しを除く。）をしたこと。

ハ 当該上場株式等について、課税未成年者口座管理契約において定められた方法以外の方法による譲渡であって措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対

価に係る金銭その他の資産の交付が、当該課税未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われぬものに限る。)又は贈与をしたこと。

ニ 課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出し(課税未成年者口座又は未成年者口座に係る上場株式等の取得のためにする払出し及び課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除く。)をしたこと。

ホ 課税未成年者口座の廃止(災害等による返還等が生じたことによるものを除く。)をしたこと。

《説明》

- 1 基準年の前年12月31日までの間は、上場株式等及び資金等を未成年者口座及び課税未成年者口座から払い出すことが禁止されている。これに反して、基準年の前年12月31日までにこれらの口座からの上場株式等の払出しなどの契約不履行等事由が生じた場合には、それまでに未成年者口座において生じた所得についてこの非課税措置は適用せず、契約不履行等事由が生じた時に譲渡があったものとして課税することとされている(措法37の14の2⑥)。
- 2 本項は、措置法第37条の14の2第6項の規定により課税されることとなる契約不履行等事由について、未成年者口座及び課税未成年者口座ごとに列記し、その範囲を留意的に明らかにしたものである。

【新設】

(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等)

37の14の2-14 基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、措置法第37条の14の2第6項の規定により、次の(1)及び(2)に掲げる未成年者口座内上場株式等につき既に適用を受けていた同条第1項、第2項及び第4項の規定の適用がなかったものとされ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる未成年者口座内上場株式等（以下この項及び37の14の2-17までにおいて「課税対象となる未成年者口座内上場株式等」という。）については、当該契約不履行等事由が生じた時に、それぞれ次の(1)から(3)までに掲げる金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなされ、当該契約不履行等事由が生じた日の属する年分における上場株式等に係る譲渡所得等となり、措置法第37条の11の規定その他の所得税に関する法令の規定が適用されることに留意する。

- (1) 未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に未成年者口座管理契約に基づく譲渡があった未成年者口座内上場株式等 当該譲渡に係る譲渡価額
 - (2) 未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管があった未成年者口座内上場株式等 当該移管があった時における同項に規定する払出し時の金額（(3)において「払出し時の金額」という。）
 - (3) 当該契約不履行等事由の基因となった未成年者口座内上場株式等及び当該契約不履行等事由が生じた時において有している当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等 当該契約不履行等事由が生じた時における払出し時の金額
- （注）措置法第37条の14の2第6項の規定により課税されることとなる上記(1)の譲渡及び上記(2)の移管は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けた譲渡及び同条第4項第1号の規定の適用があった移管（上場等廃止事由によるものを除く。）に限られるのであるから、これらの規定による非課税の適用を受けていない措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡又は同条第14項の規定の適用を受ける未成年者口座からの払出しがあった未成年者口座内上場株式等は、課税対象となる未成年者口座内上場株式等には含まれないことに留意する。

《説明》

- 1 基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次の(1)から(3)までの課税が行われ、措置法及び所得税法の規定が適用される（措法37の14の2⑥一～三）。
 - (1) 未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等についてはこの非課税措置の適用がなかったものとされ、かつ、その契約不履行等事由が生じた時に、その未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなされる。
 - (2) 未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に措置法第37条の14の2第4項第1号に規定する他の保管口座への移管があった未成年者口座内上場株式等についてはこの非課税措置の適用がなかったものとされ、かつ、その契約不履行等事由が生じた時に、その移管があった時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなされる。
 - (3) 契約不履行等事由の基因となった未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、その契約不履行等事

由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなされる。

④1 上記(2)の適用を受ける未成年者口座を開設していた居住者等については、その移管があった時に、その時における払出し時の金額をもってその移管による払出しがあった未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなされる（措法37の14の2④四）。

2 上記(3)の適用を受ける未成年者口座を開設していた居住者等については、契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって未成年者口座内上場株式等（当該契約不履行等事由の基因となった未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、上記(3)の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなされる（措法37の14の2④五）。

2 本項は、基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じ、措置法第37条の14の2第6項第1号から第3号までの規定により譲渡があったものとみなされる場合（上記1(1)から(3)までの課税が行われる場合）におけるそれぞれの譲渡価額を、また、当該譲渡による所得については、当該契約不履行等事由が生じた日の属する年分における上場株式等に係る譲渡所得等として、措置法第37条の11の規定その他の所得税に関する法令の規定が適用される旨を、留意的に明らかにしている。

④ 基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合は、措置法第37条の14の2第8項の規定により、未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等において、当該契約不履行等事由が生じたことによる未成年者口座の廃止の際に、同項第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額に100分の15の税率を乗じて計算した金額の所得税が源泉徴収^{*}され、契約不履行等事由が生じた場合における課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額については、申告不要を選択することができる（措法37の14の2④）。

※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得についての所得税の源泉徴収の際には、上記所得税のほかに、復興特別所得税（2.1%）が課される。

3 また、本項注書において、措置法第37条の14の2第6項の規定により課税されることとなる上記1(1)の譲渡及び上記1(2)の移管は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けた譲渡及び同条第4項第1号の規定の適用があった移管（上場等廃止事由によるものを除く。）に限られることから、これらの規定による非課税措置の適用を受けていない措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡又は同条第14項の規定の適用を受ける未成年者口座からの払出しがあった未成年者口座内上場株式等は、課税対象となる未成年者口座内上場株式等には含まれないことを留意的に明らかにしている。

【新設】

（契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算）

37の14の2-15 基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合における課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間にした課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡又は移管の日の属する年分並びに当該契約不履行等事由が生じた時に有している未成年者口座内上場株式等を受け入れている非課税管理勘定又は継続管理勘定の別及び年分にかかわらず、当該契約不履行等事由が生じた日の属する年分において、全ての課税対象となる未成年者口座内上場株式等を対象としてこれらの譲渡損益の金額を合計し、譲渡所得等の金額を計算する。
 - (注) 課税対象となる未成年者口座内上場株式等のうちに同一銘柄のものがある場合における当該課税対象となる未成年者口座内上場株式等の取得費等の額は、当該課税対象となる未成年者口座内上場株式等を受け入れていた非課税管理勘定又は継続管理勘定の別及び年分を区分しないで、全ての課税対象となる未成年者口座内上場株式等を対象として計算する。
- (2) 未成年者口座内上場株式等及び当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等を有する場合は、措置法令第25条の13の8第15項において準用する措置法令第25条の13第2項及び第3項の規定により、課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額とを区分して、これらの金額を計算する。
 - (注) 同一銘柄の上場株式等のうちに課税対象となる未成年者口座内上場株式等と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等とがある場合におけるこれらの上場株式等の取得費等の額は、それぞれの銘柄が異なるものとして計算する。
- (3) 他の年分の非課税管理勘定から移管がされた上場株式等が課税対象となる未成年者口座内上場株式等である場合、当該移管がされた上場株式等については措置法第37条の14の2第4項の規定は適用されないことから、当該上場株式等の取得価額は、当該移管時の同項に規定する払出し時の金額ではなく、その取得時の購入の代価又は払い込んだ金額を基礎として計算する。
- (4) 課税対象となる未成年者口座内上場株式等の取得時に支払った委託手数料その他の取得のために要した費用の額がある場合は、取得費等の額に算入する。
- (5) 上記により計算した結果生じた譲渡損失の金額は、措置法第37条の14の2第7項の規定により、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされ、措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額も生じないことから、確定申告により同条第1項及び第5項の規定の適用を受けることはできない。

《説明》

- 1 基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合、措置法第37条の14の2第6項第1号から第3号までの規定により、当該契約不履行等事由が生じた時に、未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなされ、課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額を計算するものとされている。

2 未成年者口座内の上場株式等は年分単位で設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において管理されているのであるが、措置法第37条の14の2第6項の規定により、未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間にした譲渡や移管について適用された非課税の措置をなかつたものとし、かつ、契約不履行等事由が生じた時に譲渡があったものとして課税する場合に、課税年分をどうするのか、複数の年分の非課税管理勘定において譲渡又は移管があった上場株式等は、具体的にどのようにして譲渡所得等の金額の計算をするのかなどの疑義が生じ得るところである。

3 本項は、契約不履行等事由が生じた場合における課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算に当たって留意する点を列記している。

4 なお、基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合は、措置法第37条の14の2第8項の規定により、未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等において、当該契約不履行等事由が生じたことによる未成年者口座の廃止の際に、同項第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額に100分の15の税率を乗じて計算した金額の所得税が源泉徴収^(注1)されることとされており、同条第10項の規定により、契約不履行等事由が生じた場合における課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額については、いわゆる申告不要制度^(注2)を選択することができる。

(注1) 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得についての所得税の源泉徴収の際には、上記所得税のほかに、復興特別所得税（2.1%）が課される。

2 いわゆる申告不要制度を選択した場合の所得税法等の適用関係については次項（37の14の2-16）を参照

【新設】

（契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の申告不要の適用を受けた場合の効果）

37の14の2-16 措置法第37条の14の2第10項の規定を適用する場合には、同条第6項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額は、所得税法及び所得税法令の規定の適用上、次に掲げる金額又は合計額には含まれないことに留意する。

- (1) 所得税法第2条第1項第30号に規定する「合計所得金額」
- (2) 所得税法令第11条第2項及び第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」
- (3) 所得税法第120条第1項に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」
- (4) 所得税法第121条第1項に規定する「給与所得及び退職所得以外の所得金額」
- (5) 所得税法第121条第3項に規定する「その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」

《説明》

- 1 その年分の所得税に係る未成年者口座を有していた居住者等で、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の譲渡につき措置法第37条の14の2第6項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額（以下「契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）を有するものは、その年分の所得税については、措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は措置法第37条の12の2第2項若しくは第6項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額等の計算上当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額を除外して、確定申告を行うことができることとされている（いわゆる申告不要制度（措法37の14の2⑩））。
- 2 本項は、申告不要制度を選択した場合の所得税法等の適用関係について留意的に明らかにしたものであり、具体的には次のとおりとなる。
 - (1) 扶養親族等の要件とされる合計所得金額等
契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、所得税法第2条第1項第30号《寡婦》から第34号の4《老人扶養親族》の判定の際に用いられる「合計所得金額」及び所得税法令第11条第2項《寡婦の範囲》に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」に含まれない（措令25の13の8②一）。
 - (2) 確定所得申告（所法120）
契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額には含まれないので、これを除外して確定申告の要否の判定をする。
 - (3) 確定所得申告を要しない場合（所法121）
イ 給与所得を有する者の確定申告不要要件（いわゆる20万円基準）の適用上、契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額は「給与所得及び退職所得以外の所得金額」には含まれない（措令25の13の8②二）。

ロ 年金所得者のうち、その年中の公的年金等に係る収入金額が400万円以下である者の確定申告不要要件（いわゆる20万円基準）の適用上、契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額は「その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」には含まれない（措令25の13の8㉔三）。

【新設】

（契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額を申告した場合の効果）

37の14の2-17 措置法第37条の14の2第6項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額を当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上除外することはできないことに留意する。

《説明》

- 1 契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額の申告不要制度は、「・・・、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の譲渡につき第6項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額を有するものは、その年分の所得税については、第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第37条の12の2第2項若しくは第6項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第121条第1項（・・・）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第121条第3項（・・・）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の計算上当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を除外したところにより、同法第120条から第127条まで（・・・）の規定及び第37条の12の2第9項（・・・）において準用する同法第123条第1項（・・・）の規定を適用することができる。」（措法37の14の2⑩）とするものである。すなわち、確定申告をする時点において、契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額を総所得金額等に含めて確定申告をするか、それを除外して確定申告するかを、その契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額を有する者の選択に委ねていると言える。
- 2 したがって、契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額を総所得金額等に含めて確定申告した後においては、申告不要制度の適用を受けることはできないこととなる。
- 3 本項は、このことを留意的に明らかにしたものであり、具体的には次の取扱いとなる。
 - (1) 契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合
その後において、その者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、当該所得の金額を当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上除外することはできない。
 - (2) 契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額から除外したところにより確定申告書を提出した場合
その後において、その者が更正の請求をする場合においても、当該所得の金額を当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上算入することはできない。

【新設】

(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)

37の14の2-18 金融商品取引業者等の営業所の長は、措置法第37条の14の2第13項（同条第17項において準用する場合を含む。）に規定する書類の提示に関し、郵便又は信書便により確認書類の提示を受けて、氏名、生年月日、住所及び個人番号を確認した場合には、当該確認書類又はその写しについては、次の区分に応じ、当該区分に定める日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。

- (1) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に係る確認書類 当該未成年者非課税適用確認書の交付申請書の提出をした者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日
- (2) 未成年者口座開設届出書に係る確認書類 未成年者口座開設届出書に係る未成年者口座が廃止された日から5年を経過する日

《説明》

- 1 「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」及び「未成年者口座開設届出書」を提出しようとする者は、その提出をする際、金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写し等の確認書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない（措法37の14の2⑬）。
- 2 本項は、金融商品取引業者等の営業所の長が、当該確認書類を郵便又は信書便により提示等されたことによって、告知を受けた事項につき確認をした場合における当該確認書類の保存期間について明らかにしたものである。

【新設】

(郵便等により提出された未成年者口座廃止届出書の提出日の取扱い)

37の14の2-19 郵便又は信書便により措置法第37条の14の2第20項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があった場合には、金融商品取引業者等の営業所の長が当該届出書を収受した日にその提出があったものとして取り扱われることに留意する。

《説明》

- 1 未成年者口座開設者が当該未成年者口座につき、非課税措置の適用をやめようとする場合には、未成年者口座開設者は「未成年者口座廃止届出書」を当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない(措法37の14の2⑳)。
- 2 本項は、「未成年者口座廃止届出書」が郵便又は信書便により提出された場合には、発信日ではなく収受日をその「提出があった日」として取り扱うことを明らかにしたものである。

【新設】

(重ねて開設された未成年者口座で行われた取引の取扱い)

37の14の2-20 現に未成年者口座を開設している居住者等は、措置法第37条の14の2第18項の規定により重ねて未成年者口座を開設することはできないことから、例えば、誤って未成年者口座が複数開設された場合は、それらの未成年者口座のうちいずれか一つの未成年者口座のみが措置法第37条の14の2の規定の適用を受ける未成年者口座として取り扱われ、それ以外の未成年者口座で行われた取引については、当初より未成年者口座以外の口座（特定口座及び非課税口座を除く。）での取引として取り扱われることに留意する。

《説明》

- 1 現に未成年者口座を開設している居住者等は、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長及び当該金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできない（措法37の14の2⑱）ことから、未成年者口座は1人につき1口座しか開設することができない。
- 2 しかしながら、例えば、手続上、誤って同一の者に未成年者口座が複数開設された場合は、それらの未成年者口座について非課税措置の適用があるのか疑義が生じることから、本項において、それらの未成年者口座のうちいずれか一つの未成年者口座のみが非課税措置の適用を受ける未成年者口座として取り扱われること、また、非課税措置の適用を受ける未成年者口座以外の未成年者口座で行われた取引については、その取引に係る上場株式等の取得をした時点でその取得について特定口座や非課税口座に係る振替口座簿への記載等がされていないことから、当初より未成年者口座以外の口座（特定口座及び非課税口座を除く。）での取引として取り扱われることを留意的に明らかにしたものである。

なお、どの未成年者口座が非課税措置の適用を受ける未成年者口座として取り扱われるかどうかは、次項（37の14の2-21）により判定されることとなる。

【新設】

（重ねて開設された未成年者口座の判定）

37の14の2-21 現に未成年者口座を開設している居住者等は、措置法第37条の14の2第18項の規定により重ねて未成年者口座を開設することはできないことから、例えば、誤って未成年者口座が複数開設された場合は、原則として、次に掲げる時又は日が最も早い未成年者口座を措置法第37条の14の2の規定の適用を受ける未成年者口座として取り扱うこととする。

- (1) 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が措置法第37条の14の2第15項に規定する申請事項の提供を受けた時
- (2) (1)が同時である場合には、金融商品取引業者等の営業所の長が未成年者非課税適用確認書の提出を受けた日
- (3) (1)が同時であり、かつ(2)が同日である場合には、未成年者口座内上場株式等を取得した日
- (4) (1)が同時であり、かつ(2)及び(3)がいずれも同日である場合には、未成年者口座内上場株式等に係る配当等の支払を受けた日又は未成年者口座内上場株式等を譲渡した日

《説明》

- 1 現に未成年者口座を開設している居住者等は、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長及び当該金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできない（措法37の14の2⑱）ことから、非課税措置の適用を受ける未成年者口座は、1人につき1口座しか設定できない。
- 2 しかしながら、例えば、手続上、誤って同一の者に未成年者口座が重ねて開設された場合には、非課税措置の適用を受ける未成年者口座として取り扱う口座を判定する必要があることから、本項において、未成年者口座が重ねて開設された場合における非課税措置の適用を受ける未成年者口座の判定方法について明らかにしている。

【新設】**(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)**

37の14の2-22 措置法第37条の14の2の規定の適用に当たっては、37の10・37の11共-19、37の11の3-6、37の11の3-9、37の11の3-10、37の12の2-1、37の14-2、37の14-4から37の14-9まで、37の14-13から37の14-15まで、37の14-17及び37の14-19の取扱いを準用する。

《説明》

この非課税措置は、契約不履行等事由が生じた場合における遡及課税等を除いては、措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》と同様の非課税措置であることから、本項では、「未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」の適用に当たって、「非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」における取扱いの一部や37の14-24《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用》において準用している他の株式等に係る譲渡所得等の特例に関する取扱いを準用することを明らかにしている。

(準用通達一覧)

- ・ 37の10・37の11共-19《株式の範囲》
- ・ 37の11の3-6《取引所売買株式等》
- ・ 37の11の3-9《価格公表者》
- ・ 37の11の3-10《その他価格公表株式等の最終の売買の価格等》
- ・ 37の12の2-1《売委託》
- ・ 37の14-2《受入期間内に取得した者から相続等により取得した場合》
- ・ 37の14-4《最終の気配相場の価格》
- ・ 37の14-5《2以上の市場に価格が存する場合》
- ・ 37の14-6《購入の範囲》
- ・ 37の14-7《払込みの範囲》
- ・ 37の14-8《取得対価の額》
- ・ 37の14-9《非課税口座内上場株式等の取得に要した費用等の取扱い》
- ・ 37の14-13《一株に満たない端数の処理》
- ・ 37の14-14《非課税適用確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書の同時提出》
- ・ 37の14-15《確認書類の範囲》
- ・ 37の14-17《特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い》
- ・ 37の14-19《電子情報処理組織を使用する方法により所轄税務署長から金融商品取引業者等の営業所の長に情報の提供があった場合の取扱い》

第2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」の一部改正について

1 税制改正の内容

平成27年度税制改正により、地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行日（平成27年8月10日）以後に適用されるものとして、特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37～37の3）に関する次のような改正が行われている。

(1) 課税の繰延割合の見直し

課税の繰延割合について、次のとおり見直しが行われた（措法37⑨）。

イ 譲渡資産が集中地域^(注1)以外の地域内にある資産に該当し、取得をした又は取得をする見込みである買換資産が地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第1項第1号に規定する地域^(注2)内にある資産に該当する場合における課税の繰延割合を70%（改正前：80%）に引き下げることとされた。

ロ 譲渡資産が集中地域以外の地域内にある資産に該当し、取得をした又は取得をする見込みである買換資産が集中地域（地域再生法第17条の2第1項第1号に規定する地域（東京都の特別区）を除く。）内にある資産に該当する場合における課税の繰延割合を75%（改正前：80%）に引き下げることとされた。

(注1) 上記の「集中地域」とは、産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって一定のものをいう（地域再生法5④四）。

2 「地域再生法第17条の2第1項第1号に規定する地域」とは、集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として一定のものをいうこととされ、具体的には、東京都の特別区のことをいう。

(2) 課税の繰延割合の見直しに伴う改正

上記(1)の改正に伴い、次の改正が行われた。

イ 義務的修正申告を提出しなければならない場合及び更正の請求をすることができる場合に、買換資産を取得する見込みで本特例の適用を受けた場合において、その取得をする見込みであった買換資産の①東京都の特別区若しくは②集中地域（東京都の特別区を除く。）又は③集中地域以外の地域の区分がその実際に取得をした買換資産のこれらの地域の区分と異なることとなったことにより、譲渡があったものとされる部分の金額に過不足があるときが追加された（措法37の2②）。

ロ 上記(1)の課税の繰延割合の見直しの対象となる買換えにより本特例の適用を受けた場合の買換資産の取得価額については、譲渡による収入金額の20%の割合を次の割合として計算することとされた（措法37の3②）。

① 買換資産が上記(1)イの場合……30%

② 買換資産が上記(1)ロの場合……25%

(3) 添付書類の見直し

上記(1)の改正に伴い、本特例の適用を受ける場合の添付書類について、次のとおり改正が行われた。

イ 譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産を取得する見込みで本特例の適用を受ける場合における確定申告書に添付する書類の記載事項に、その取得をする見込みである買換資産に係る①東京都の特別区若しくは②集中地域（東京都の特別区を除く。）又は③集中地域以外の地域

の区分の別が追加された（措規18の5②）。

ロ 確定申告書に添付しなければならない書類について、次の場合にはそれぞれ次の書類が追加された（措規18の5⑥）。

① 譲渡資産及び買換資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合 譲渡資産の所在地を管轄する市長の譲渡資産の所在地が集中地域内である旨を証する書類又は買換資産の所在地を管轄する市長の買換資産の所在地が集中地域以外の地域内である旨を証する書類

② 譲渡資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合で、買換資産の所在地が集中地域（熊谷市等の区域を除く。）内である場合 譲渡資産の所在地を管轄する市長の譲渡資産の所在地が集中地域内である旨を証する書類

③ 買換資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（①の場合及び譲渡資産の所在地が集中地域内である場合を除く。） 買換資産の所在地を管轄する市長の買換資産の所在地が集中地域以外の地域内である旨を証する書類

(註) 上記の「熊谷市等」とは、熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域をいう。

2 上記1の改正に伴う通達改正の内容

上記1の改正により、課税の繰延割合が複数化されたこと等に伴い、次に掲げる通達について、措置法第37条第9項の規定により同条第1項の規定の適用を受ける場合（同条第4項において準用する同条第1項の規定の適用を受ける場合を含む。）において、課税の繰延割合が異なる東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域のいずれか一の地域内において2以上の買換資産を取得した場合や一の譲渡資産の譲渡対価で東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域のうち2以上の地域内に買換資産を取得した場合（複数の課税の繰延割合が適用される買換資産を取得した場合）における買換資産の面積制限、譲渡所得の金額の計算方法、買換資産の取得価額の計算方法等を追加するなどの所要の改正を行っている。

- ・ 37-10《買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用》
- ・ 37-11《譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用》
- ・ 37-19の2《譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算》
- ・ 37-28《買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分》
- ・ 37-29《買換えの証明書の添付》
- ・ 37の3-1《同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額》
- ・ 37の3-1の2《買換資産を取得した場合の修正申告書の提出期限等》
- ・ 37の3-2《5倍の面積制限を超えて取得した土地等に付すべき取得価額》